区内介護サービス事業所 管理者 各位

練馬区高齢施策担当部長 吉岡 直子 (公印省略)

## 緊急事態宣言の解除における事業所の対応について

日頃より、練馬区の高齢者福祉施策に、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 併せて、各事業所における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策についてご尽力をいただき、重ねて御礼申し上げます。

この度、緊急事態宣言が解除されましたが、事業所におかれましては、引き続き適切な感染防止対策を講じ、利用者と従業者の健康、安全を図りながら、利用者が心身の健康を保ち生活が継続できるよう、サービス提供をお願いいたします。

記

- 1 事業所における感染防止対策について
  - (1) 引き続き、感染防止対策を徹底した上でサービス提供をお願いいたします。 ※ 練馬区ホームページに「施設内感染予防・拡大防止のためのチェック表(新型コロナウイルス)」を掲載しています。
    - 「介護保険事業者における事故等発生時の報告」で検索してください。
  - (2) 区内介護サービス事業者団体の協力を得て、利用者向けに感染防止の協力を求めるちらし(別紙) を作成しました。事業所における感染拡大防止対策の説明と併せ、利用者への説明にご活用ください。
- 2 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて 当面の間、継続することとします。
- 3 居宅介護支援について
  - (1) 2のとおり「新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援業務の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年3月10日練馬区高齢施策担当部介護保険課)については継続しますが、利用者等の心身の状態や置かれた環境に変化はないかを十分に留意してモニタリングを実施してください。 特に、介護サービスの利用を控えた利用者については、その変化に留意し、利用者等の状況、意向から導き出された課題に変化が見られる場合はケアプランの変更を検討してください。
  - (2) 今後、練馬区では新型コロナウイルス感染症を理由として介護サービスの利用を控えた者について調査・分析を行う予定です。その際、介護支援専門員に協力をお願いする場合があります。ご協力をお願いいたします。
- 4 運営推進会議等の臨時的な取扱いの継続について

地域密着型サービス事業者に義務付けられている運営推進会議等については、「新型コロナウイルス 感染拡大防止対策中における運営推進会議の取扱いについて(通知)」(令和2年2月 26 日1練福介第 7215 号)で、「書面開催は開催とみなす」とお知らせしているところです。この取扱いは、居住系サービス の面会が可能となるまで継続とします。

## <問い合わせ先>

1、3~4について 高齢施策担当部介護保険課事業者運営推進係 電話 03-5984-4589 (直通)2について 高齢施策担当部介護保険課給付係 電話 03-5984-4591 (直通)